

# マイナンバー（共通番号）違憲訴訟について

## 公正な判決を求めるための署名

横浜地裁第4民事部

裁判長裁判官 関口剛弘 殿

裁判官 斎藤 巖 殿

裁判官 川野裕矢 殿

私たちはマイナンバーを鍵に様々な個人情報を国が一元管理しようとするマイナンバー（共通番号）制度に危機感を抱いた市民です。

2016年3月24日、本人の同意なく個人情報を収集・利用するマイナンバー（共通番号）制度は、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するとして、個人番号の収集・利用停止と削除を求めて提訴しました。原告は第2次、3次を経て総勢230人にもなっています。

3年に渡る口頭弁論を通して、弁護団と共に情報提供ネットワークシステムの欠陥や違法な業務委託による情報漏洩やなりすまし等の危険性、および安全対策の要である個人情報保護委員会の機能不全等を立証し、憲法13条が保障するプライバシー権や自己情報コントロール権を侵害する制度にほかならないと訴えてきました。同時に高度情報化社会における「個人と国家の関係・人権保障のあり方」をも問うものでした。

一方、マイナンバーの利用拡大推進の政策のなかで情報連携領域が医療や戸籍にまで広げられ、まさに官民一体の共通番号の本性が露わになってきた、この6月20日に結審し、9月26日に判決を迎えることになりました。

貴裁判所におかれては、憲法13条に定められたプライバシー権の現代社会における意味付けを明確にした上で、国の施策によって市民がプライバシー侵害に怯えながらの生活を強いられることのないよう公正でヒューマンズムにあふれた判決を下されることを強く求めます。

◎マイナンバー（共通番号）違憲訴訟神奈川原告団

なまえ	住 所

[署名集約先] マイナンバー（共通番号）違憲訴訟神奈川原告団

住所：〒231-0011 横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル6階 馬車道法律事務所内

TEL：080-5052-0270 FAX 045-662-4831

★集約日 8月27日（火）

# 「公正な判決を求める署名」



## ご協力をお願い

2016年3月24日に提訴してから3年、今年6月20日、結審して9月26日に判決を迎えます。

「真に手を差し伸べるべきものに対する社会保障の充実」として導入されたマイナンバー（共通番号）制度でしたが、目的を大きく逸脱して私たちが危惧していたようにプライバシーが侵害される制度であることが明らかになった3年でもありました。

私たちは弁護士と共に、情報漏えいや成りすましの危険性、また個人情報の一元管理ともいえる「情報提供ネットワークシステム」の欠陥などを立証し、憲法13条が保障するプライバシー権や自己情報コントロール権を侵害する制度だと訴えてきました。

さらに、政府は低迷しているマイナンバーカードの普及策として「カードの保険証利用」を進めようとしています。「危険性と利便性」が背中合わせになっている中で、私たちの思いは番号法の違憲性と同時に高度情報化社会におけるプライバシー権をどのように守っていけるかを問うものです。

現在、全国8地裁で違憲訴訟が行われていますが、神奈川が初めての判決となり、他訴訟への影響を考えると裁判所がどのように判断するか重要になってきます。裁判所に公正な判決を求めるために署名で私たちの思いを届けたいと思います。提出までの期間が短くして申しわけありませんが、ご協力をお願いいたします。

〔署名集約先〕 マイナンバー（共通番号）違憲訴訟神奈川原告団

住所：〒231-0011 横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル6階 馬車道法律事務所内

TEL:080-5052-0270 FAX 045-662-4831 ★集約日 8月27日(火)

★原告に限らず、どなたでも署名できます。全部埋まらなくても構いませんので、期日までにお送りください。一人でも多くの署名を集めたいので、ご協力ください。

# 「判決日」のご案内

★2019年 9月26日 (木) 13時10分開廷

★横浜地方裁判所 101号法廷

★集 合：12時30分までにお集まりください。

★報告集会（裁判終了後）波止場会館 5階多目的ホール

◎地裁最後です。傍聴券を発行できるように結集を呼びかけます。  
傍聴席を満席にし、また判決後、裁判所前で弁護士を大勢で出迎えるためにも傍聴への参加をお願いします。



傍聴に来て  
ください



\*連絡先：マイナンバー（共通番号）違憲訴訟神奈川 原告団・弁護士  
080-5052-0270（宮崎）

<http://nomynumber-kanagawa.blogspot.jp/>

# 勝利判決をめざす集会

◆ 2019年 8月29日（木） 18時30分～20時30分

◆ かながわ県民センター301号室

★2016年3月24日、マイナンバー（共通番号）制度は、プライバシー権を侵害するとして、原告201名（現在、第2次、3次合わせて230人）が個人番号の収集・利用停止と削除を求めて提訴してから3年、今年6月20日に結審しました。

★判決は9月26日、全国8地裁における訴訟で最初の判決を受けることになります。12回の期日を通して、マイナンバー（共通番号）制度の危険性を様々な角度から指摘し、憲法13条が保障するプライバシー権や自己情報コントロール権の侵害性について訴えてきました。

★3年間の取り組みを振り返りながら、個人情報情報を国が一元管理しようとする共通番号制度であることに危機感を抱いた市民がプライバシーを守るために訴訟に踏み切った思いを改めて再確認し、次のステップにする集会にしたいと思います。勝利判決をめざして結集しましょう。

★私たちが勝利しても、国は控訴してきます。仮に不当判決を受けたら、このままで終わらせずに控訴したいと思います。控訴することの意義や意味などや手続きについても説明します。

★ぜひ、お集まりください。



## 情宣と署名提出行動

◆ 8月29日（木）

15:00 ～ JR関内駅（南口）集合

市役所前で署名&情宣行動

16:00 ～ 横浜地裁 署名提出行動



\*マイナンバー（共通番号）違憲訴訟についてアピールしながら、公正な判決を求める署名の最終呼びかけを行います。制度の危険性や問題点など、私たちの声をマスコミや街行く人々に届けましょう。

\*情宣後、集まった署名を横浜地裁に提出します。その後、かながわ県民センターで「勝利判決をめざす集会」に結集しましょう。

\*情宣にご参加ください。制度運用開始からも3年が経過、当初の目的から大きく逸脱した制度に変貌していることや違憲訴訟についてアピールしましょう。